

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

中部（石川）国民年金 事案 3619

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月

夫は、国民年金保険料の納付が始まった昭和36年4月から厚生年金保険の被保険者となった37年11月までは、夫婦一緒に切れ目無く保険料を納めていた。申立期間について、私の保険料は納付済みとされているのに夫の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立期間は1か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月頃夫婦連番で払い出され、一緒に国民年金保険料を納付していたとする妻の申立期間に係る保険料は納付済みとされている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、昭和37年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その翌月に当たる同年11月1日に従前から勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所になったことにより厚生年金保険被保険者資格を取得しているため、申立期間において国民年金に未加入とされている。しかしながら、オンライン記録において、当時、申立人と同じ事業所に勤務し、国民年金被保険者であった同僚6人は、いずれも厚生年金保険被保険者資格取得時（同年11月1日）に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人のみが同年10月1日に国民年金被保険者資格

を喪失する合理的理由は見当たらず、申立人もこれらの同僚と同様に同年 11 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失する届出が行われたと考えても不自然ではない。

加えて、オンライン記録においては、申立人の国民年金保険料の納付について、特例納付、オンライン記録への切替え前の還付充当等の記録を有する者(国民年金被保険者台帳を特殊台帳として保存すべき対象者)であることを示す「特殊記録有」の表示があるにもかかわらず、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)の存在が確認できないため、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえるところ、年金事務所によると、「同時期に保険料を納付していた妻には当該表示が無いことから、特例納付の可能性は低く、還付充当記録と思われる。」としていることから、申立期間の保険料は、前述の国民年金被保険者資格喪失処理に伴って誤還付された可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 16 日から 62 年 1 月 1 日まで

B社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。B社は、A社グループの生産工場であり、申立期間においてはB社からA社に異動し、継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及びC社から提出されたB社の社員台帳により、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和61年12月16日に同社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年1月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、オンライン記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和62年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る61年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

B社がC市に工場を立ち上げるための前段階としてA社からB社に異動した。申立期間が空白となっているが、その間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の取締役及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社からB社に異動している複数の同僚が、「月初めからB社で勤務したと思う。」と証言していることから、昭和49年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和49年5月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

申立期間は、A社からB社に異動した時期であり、継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の取締役及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社からB社に異動している複数の同僚が、「月初めからB社で勤務したと思う。」と証言していることから、昭和49年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和49年5月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 27 日

私は、平成 15 年 9 月から現在に至るまで、A 事業所に勤務しており、入社当時から夏期と冬期に賞与を受け取っている。申立期間についても、給料支払明細書（賞与）にあるとおり、厚生年金保険料を控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 27 日

私は、平成 17 年 10 月から現在に至るまで、A 事業所に勤務しており、入社当時から夏期と冬期に賞与を受け取っている。申立期間についても、給料支払明細書（賞与）にあるとおり、厚生年金保険料を控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において、12万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、11万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（8,429円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 27 日
② 平成 18 年 7 月 27 日

私は、平成5年2月から現在に至るまで、A事業所に勤務しており、入社当時から賞与を受け取っている。申立期間①及び②についても、給料支払明細書（賞与）にあるとおり、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。給料支払明細書（賞与）を提出するので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成15年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（30万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、

事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を未提出であり、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された平成18年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人が、33万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、34万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（2万4,289円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる賞与支給額から、33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②に係る届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 27 日
② 平成 18 年 7 月 27 日

私は、平成 10 年 12 月から現在に至るまで、A 事業所に勤務しており、入社当時から賞与を受け取っている。申立期間①及び②についても、給料支払明細書（賞与）にあるとおり、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。給料支払明細書（賞与）を提出するので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成15年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を未提出であり、申立てどおりの届出

は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された平成18年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人が、当該期間において、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②に係る届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 27 日
② 平成 18 年 7 月 27 日

私は、平成9年9月から現在に至るまで、A事業所に勤務しており、入社当時から賞与を受け取っている。申立期間①及び②についても、給料支払明細書（賞与）にあるとおり、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。給料支払明細書（賞与）を提出するので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成15年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を未提出であり、申立てどおりの届出

は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された平成18年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人が、当該期間において、その主張する標準賞与額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②に係る届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 27 日

私は、平成 15 年 8 月から現在に至るまで、A 事業所に勤務しており、入社当時から夏期と冬期に賞与を受け取っている。申立期間についても、給料支払明細書（賞与）にあるとおり、厚生年金保険料を控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

申立期間の年金記録が空白となっているが、A社から親会社であるB社に異動した時期であり、継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の取締役及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社からB社に異動している複数の同僚が、「月初めからB社で勤務したと思う。」と証言していることから、昭和49年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和49年5月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和36年4月に入社し同年10月末に退職するまで継続して勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、1か月の空白があることが分かった。継続して勤務し、保険料が控除されていたことは間違いないので申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和36年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、翌日（同年9月1日）に新規適用になっており、これに伴い申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格も、同年8月31日に喪失し、同年9月1日に再度取得の手続が行われ、この結果、申立期間の記録が欠落している。

しかし、A社の当時の工場長及び同僚は、「申立人を含め、申立期間の前後においてA社に被保険者記録のある者は皆、申立期間も継続して勤務していた。」と証言している。

また、申立人と同様に空白期間がある被保険者について、B社は、「資料の保管は無いが、申立人を含め申立期間の前後においてA社に被保険者記録のある者全員の勤務実態が申立期間も継続していたことを否定できない。」と回答し、また、同社の現在の担当者は、「全喪日については、本来、9月1日とするところを8月31日と誤って届出を提出したのであろうと思う。」と証言して

いる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年7月の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月20日から同年9月20日まで

私は、昭和30年4月から定年で退職するまでA社及び同社の関連会社に勤務しており、同社から関連会社であるB社へ転勤した際の期間に空白期間があるのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和57年3月から同年9月までの給与明細書、給与台帳兼所得税源泉徴収簿、A社及びB社に係る57年分給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の記録により、申立人が、A社及びB社に継続して勤務し（同年9月20日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び給与台帳兼所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者名簿におけるA社の資格喪失日が、同社が加入するC健康保険組合の記録における健康保険被保険者資格喪失日と同日となっており、同健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭

和57年7月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 28 日から 45 年 8 月 1 日まで

申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求した記憶は無く、記録されている支給日にはA国に住んでおり、受け取っていないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 8 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性 12 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できる者は 2 人と少ないことから、事業主が申立人の委任に基づき代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

平成3年4月から学生が国民年金の強制加入被保険者とされたため、当時、母親が、A市において私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も母親が間違いなく納付した。保険料を納付したことを示す領収書は無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月から学生が国民年金の強制加入被保険者とされたため、当時、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているものの、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号に係る被保険者資格の取得については、4年4月13日付けで学生が国民年金の強制加入被保険者とされた3年4月1日に遡って資格を取得する事務処理が行われたことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況から、申立人の加入手続きは4年3月又は同年4月頃に初めて行われたものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする母親は、申立人が大学在学中にA市から送付された納付書により保険料を毎月納付したとしているところ、前述の加入手続き時期（平成4年3月又は同年4月頃）を基準とすると、申立人は、申立期間当時、申立期間の大半は国民年金に未加入であり、国民年金未加入者に対して納付書が送付されることは考え難いほか、この加入手続き時期において申立期間の保険料は現年度保険料として納付が可能であったものの、母親は、保険料を遡ってまとめて納付したことはないとしていること

から、加入手続時期において申立期間に係る保険料が納付されたとまでは推認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人に対して平成5年12月7日に過年度保険料の納付書が作成された記録が確認できるところ、申立人は申立期間のほかに国民年金の加入期間が無いことから、当該納付書は申立期間に係るものであり、申立期間の一部（当該納付書が作成された時点において2年の時効が成立していない3年11月から4年3月までの全部又は一部）の保険料が未納であったことがうかがえる上、前述のとおり、母親は申立期間の保険料を毎月納付し、遡ってまとめて納付したことがないとしていることから、当該過年度保険料の納付書により保険料が納付されたと推認することもできない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（石川）国民年金 事案 3621

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成3年8月まで

私の国民年金については、母親から「あなたが学生であった頃に国民年金保険料の未納の通知が届き、私が急いで何回か納付し、それ以後の保険料も私が納付していた。保険料が未納のままであったならば、ずっと未納の通知が来るはずなのに、未納の通知は来ていないので未納のままにはしていない。」旨の話を聞いているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の実家があるA市の国民年金に係る年金資格内容（異動履歴）によると、申立人の国民年金加入届出は、平成5年8月31日付けで行われていたことが確認でき、この届出によって申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものとみられる。オンライン記録において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、前述の国民年金手帳記号番号に係る被保険者資格については、同年9月27日付けで申立人が20歳に達した昭和61年*月まで遡って資格取得する事務処理が行われたことが確認できる。このため、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことから、母親は申立期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

また、申立期間のうち、昭和61年*月から平成3年6月までの国民年金保険料については、上記の加入届出時期（5年8月）を基準とすると、既に2年の時効が成立しており、当該期間に係る納付書が作成されたとは考え難く、母親は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成3年7月及び同年8月の国民年金保険料については、上記の加入届出時期（5年8月）を基準とすると、時効成立前であり

過年度保険料として納付することが可能であった上、過年度保険料に関する事務は、原則、社会保険事務所（当時）が取り扱っていたが、A市では、過年度納付書を預かっており、窓口においていたとしている。しかし、母親は、i) 申立人の加入届出については、市役所から送付されてきた書類に必要事項を記載し、返送する方法で行ったと思うとし、市役所へは行っていないとしていること、ii) 市役所の窓口で申立人に係る保険料の納付書を作成してもらった覚えは無いとしていることを踏まえると、母親が当該期間の納付書を手し、保険料を納付していたとまでは推認することができない。

加えて、母親は、国民年金保険料の未納の通知が届き、急いで何回か納付し、それ以後の保険料も納付しており、以後未納の通知は来ていないとしている。上記のとおり、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得処理は、平成5年9月27日付けで行われていたことが確認でき、過年度納付書の発行に係る通常の事務処理期間を勘案すると、同年10月頃に2年の時効が成立していない3年9月から5年3月までの申立期間後の過年度保険料については、未納である旨の通知として納付書が送付されていたものと推認できる。これに対して、申立期間後の保険料納付状況をみると、i) 当該過年度保険料に係る納付書が送付された期間については、全て保険料が納付済みとされていること、ii) 加入届出が行われた年度については、未納無く保険料が納付されていることから、これら保険料納付後においては、未納通知は送付されていなかったものとみられる。このため、母親が保険料の未納の通知を受け納付したとする期間は、当該過年度保険料の納付書に係る期間であると考えられる。

このほか、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月頃から29年1月頃まで

申立期間のうちの1年から2年ほど、A社（現在は、B社）に勤務していた。同社の代表者及び同僚等を記憶しているので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 申立人が記憶している当時のA社の事業主の氏名及び同社の売場のあった商業施設の取扱商品の名称等が同社に係る商業登記簿謄本、当時の新聞広告などと合致すること、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び事業所台帳によれば、同社は、昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人が記憶する同僚3人の姓について、被保険者名簿により2人の姓を確認でき、残る1人の姓については確認できないこと、iii) 前述の同社が適用事業所となった同年5月1日と同日に被保険者資格を取得している者のうち、連絡先の判明する1人に対して照会を行ったところ、「私は、昭和28年3月に学校を卒業し、A社に入社した。申立人についての記憶は無い。」と証言していること、iv) 申立人は、C放送局の開局1周年の行事に参加した際には、既に同社を退職していたとも主張しており、当該放送局の開局日などから判断すると、申立人は、申立期間のうち、同社が適用事業所となる前の期間について、期間は特定できないものの、勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は前述のとおり昭和28年5月1日に適用事業所となっており、申立期間のうち、同日の前の期間において適用事業所であった記録は確認できないところ、当時の同社の事業主についても、同社が適用事業所となった同日に被保険者資格を取得しており、申立期間のうち、同日の前の期間にお

いて、他の事業所に係る被保険者記録も確認できない上、B社は、当該事業主は既に他界し、資料の保管も無いことから、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明と回答しているほか、前述のA社に係る被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚二人の姓と同姓の者は、既に他界しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8021（愛知厚生年金事案 860 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月 1 日まで

昭和56年にA社に勤め始めた頃、足の怪我の治療のためB市のC医院に通院し、57年には作業中に腰を痛めて労災保険で一週間くらい同医院に通院している。

C医院で健康保険被保険者証を使ったので、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 雇用保険の記録によると、申立期間の前後の期間は加入記録がある一方、申立期間については加入記録が無いこと、ii) 厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は昭和57年9月3日に同社で払い出されたことが確認でき、また同社に係る56年5月1日から57年9月1日（申立人の資格取得日）までの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年1月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「昭和56年にA社に勤め始めた頃、足の怪我の治療のためB市のC医院に通院し、57年には作業中に腰を痛めて労災保険で一週間くらい同医院に通院している。同医院で健康保険被保険者証を使ったので、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人が受診したとするC医院は、昭和42年2月*日に開設され、申立期間当時、医療機関として存在していたものの、平成21年3月*日に廃止されており、申立人が通院したとする主張を裏付ける資料及び情報を得られなかった。

また、労働者災害補償保険（労災保険）と厚生年金保険とは、その適用範囲が異なり、労働者災害補償保険法の適用があったことをもって厚生年金保険被保険者であったとまでは言えない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から25年6月1日まで

私は昭和24年6月1日にA社（現在は、B社）に入社し、正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録は25年6月1日からとなっており、申立期間が空白になっていることが分かった。

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の被保険者記録が確認できる同僚の証言から判断すると、申立人が昭和25年6月1日以前に時期は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記同僚は、「申立人は器用だったので、最初は社長の家で掃除などの手伝いをしていた。A社には、試用期間があった。」と証言している上、当該同僚の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日の記録が一致していないことが確認できる。

また、B社は、「申立期間当時の資料は無いため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している上、当時の事業主及び社会保険事務担当者が既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月1日から26年5月1日まで
② 昭和27年5月1日から同年9月1日まで

A社では、昭和25年10月1日から27年8月31日まで働いたはずであり、年金記録は26年5月から27年4月までしか無く、申立期間の記録が無いことに納得がいかない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人を含む複数の者が、昭和26年5月1日に同社において最初に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社の新規適用日は、同年5月1日とみられ、申立期間①において同社が適用事業所であったことが確認できない。

申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間②に記録の確認できる複数の同僚に確認したが、当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳とも、申立人の資格喪失日は昭和27年5月1日と記録されており、申立期間②において、申立人とみられる記録は確認できず、これら記録に修正の形跡は無く、不自然な状況は見当たらない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主及び元取締役は所在不明で連絡が取れず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8024（岐阜厚生年金事案 620 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 16 日から同年 8 月 22 日まで

当時、病気が治ったばかりで健康保険が必要であったし、A事業所に勤務する際には、社会保険に入るという条件で事業主と約束した覚えがあり、B医院及びC医院に行った記憶もある。

また、申立期間の給料支払明細書において保険料が天引きされていないのは、社長の親切心から、会社が負担していたものと理解しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された昭和 41 年 2 月分から同年 9 月分までのA事業所の給料支払明細書により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められるものの、i) 同年 2 月分の給料支払明細書には、厚生年金保険料の金額が記載されているが、同月分給与の総支給額と社会保険料等が控除された後の差引支給額とは同じ金額であることが確認できる上、同年 3 月分から同年 8 月分までの給料支払明細書には、厚生年金保険料控除額の記載が無いこと、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、同年*月*日に生まれた長男の出産に係る保険給付は、申立人の妻が、健康保険被保険者として受給しており、申立人が、その妻及び長男の扶養を開始したのは、同年 11 月 7 日であることが確認できること、iii) 同事業所は現存しておらず、当時の事業主も亡くなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 3 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A事業所に勤務する際に、社会保険に入ることを

事業主と約束した覚えがあり、B医院及びC医院に行った記憶もある。また、申立期間の給料支払明細書において保険料が天引きされていないのは、社長の親切心から、会社が負担してくれたものと理解している。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人の、「A事業所に勤務する際に社会保険に入ることを事業主と約束した覚えがある。」及び「申立期間の保険料は、社長の親切心から、会社が負担していたものと理解している。」との主張については、当時の事業主は既に亡くなっていることから、確認できない。

また、申立人は、「B医院及びC医院に行った記憶がある。」と主張しているところ、B医院については、その所在が確認できない上、C医院については、同一名称の医療機関の所在が確認できたものの、当該医療機関が、「当時のことは、資料が無く不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における健康保険証の使用について確認できない。

さらに、今回、新たに申立人から提出された家計簿においても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については確認できないとともに、申立人が名前を挙げた複数の同僚からも、当該期間におけるA事業所の厚生年金保険の取扱いに係る証言は得られない。

そのほかに年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 30 年 9 月 25 日まで
② 昭和 30 年 10 月 15 日から 31 年 2 月 29 日まで

A社退職後に脱退手当金を支給された記録になっているが、脱退手当金の請求をした覚えは無く、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和31年8月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのだから、A社を退職後、昭和43年10月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8026（岐阜厚生年金事案 618 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 33 年 12 月 31 日まで

前回、脱退手当金を受け取っていないとして年金記録の確認申立てをしたが、結果については、私の主張が認められないものであった。

しかし、最近、年金事務所から「もう一度ご確認を」とはがきをもらった。脱退手当金が支給決定されたとされる時期には婚姻により姓が変わっており、婚姻後の住所や姓を会社に届け出していない上、当時まとまったお金を手にすれば記憶に残るはずである。前回の結果に納得がいかないので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計 15 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年前後に資格喪失した28人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち14人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を厚生省（当時）から裁定庁に回答したことが記載されていること、iii) 脱退手当金の支給額に計算上誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月半後の34年5月11日に支給決定されており、一連の事務処理に

不自然さほうがえないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「脱退手当金が支給決定されたとされる時期には婚姻により姓が変わっており、婚姻後の住所や姓を会社に届け出していない上、当時まとまったお金を手にすれば記憶に残るはずである。」と主張し、再度申立てを行っている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年前後に資格喪失した 28 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 14 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を厚生省から裁定庁に回答したことが記載されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 16 日から 34 年 11 月 21 日まで
② 昭和 35 年 3 月 23 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 8 月 26 日から 40 年 1 月 1 日まで

申立期間について、それぞれの会社の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社、B社C支店及びD社のそれぞれの会社の脱退手当金を受け取った記憶が無い。」と主張しているところ、オンライン記録によると、脱退手当金は、最終事業所であるD社と同社の前に勤務したA社及びB社C支店の被保険者期間を合算して、D社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和40年3月12日に支給決定されている。

また、複数の事業所に係る脱退手当金をまとめて受給した場合、最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示を記すこととされているところ、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。